

# 令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地特例申告書

令和 年 月 日

人吉市長 様

申告者（現土地所有者）

氏名又は名称

印

〒 -

住所又は所在地

電話番号

- -

個人番号又は法人番号  
(右詰で記載)

土地に係る固定資産税について、被災住宅用地特例の適用を受けたいので、人吉市税条例第74条の2第1項の規定により、次のとおり申告します。

記

令和2年度納税義務者（A）又は令和2年1月2日から同年7月4日までに被災住宅用地を取得した者（B）			
住所 (所在地)	〒 -		
氏名 (名称)			
上記（A）又は（B）と、申告者（現土地所有者）との関係	<input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 三親等内の親族 <input type="checkbox"/> 合併・分割により被災住宅用地を継承した法人 <input type="checkbox"/> 本人		
所有権移転日	令和 年 月 日	所有権移転原因	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> その他 ( )
被災住宅用地	土地の所在地番 (住宅用の敷地として利用していた土地を全て記入してください)		課税地目
	人吉市		地積 m <sup>2</sup>
	人吉市		地積 m <sup>2</sup>
	人吉市		地積 m <sup>2</sup>
人吉市		地積 m <sup>2</sup>	

(裏面もあります)

滅失又は損壊した家屋	存在していた所在地番	人吉市		
	所有者名		家屋番号	
	存在していた所在地番	人吉市		
	所有者名		家屋番号	
家屋が滅失・損壊した原因となった災害		令和2年7月豪雨		
住宅用地として使用することができない理由		<input type="checkbox"/> 経済的事情により、住宅再建に時間がかかる <input type="checkbox"/> がれき等の処理に時間がかかり、物理的に使用できない <input type="checkbox"/> 権利関係の調整に時間がかかる <input type="checkbox"/> その他 ( )		
備考				

- この申告書は、住宅用地の特例を受けていた土地が令和2年7月豪雨の影響により家屋が滅失・損壊し、やむを得ない事情により住宅用地として使用できない場合に、令和3年度から令和4年度分の固定資産税・都市計画税について、住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。
- 自己都合による解体等、令和2年7月豪雨の影響により家屋が滅失又は損壊したと認められない場合にはこの特例の適用には該当しません。
- 申告すべき人が令和2年度固定資産税・都市計画税の納税義務者と同じ場合又はすでに被災住宅用地に係る相続の所有権移転登記が完了している場合は、申告の必要はありません。
- 申告者が令和2年度の納税義務者と異なる場合（相続登記が完了している場合は除く）は、申告者との関係、所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。
- 申告書は、被災住宅用地の特例が適用となる年の1月31日までに、人吉市市民部税務課資産税係へ提出してください。

### 添付資料

- 申告者が令和2年度固定資産税・都市計画税の納税義務者と異なる場合には下記の書類を提出してください。
  - 申告者が納税義務者の相続人であり、かつ相続登記がなされていない場合  
⇒ 戸籍謄本等【写】
  - 申告者が納税義務者の三親等内の親族である場合  
⇒ 戸籍謄本等【写】
  - 令和2年度の被災住宅用地の所有者である法人に合併・分割があった場合  
⇒ その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書【写】
  - 令和2年1月2日から同年7月4日までに被災住宅用地を取得した者の場合  
⇒ その間に取得したことを証する書類等（被災住宅用地の登記事項証明書【写】）  
※上記取得者から相続等があった場合  
所有権移転登記が完了している ⇒ 被災住宅用地の登記事項証明書【写】  
所有権移転登記が完了していない ⇒ 戸籍謄本等【写】

### 問い合わせ先(提出先)

〒868-8601  
熊本県人吉市西間下町118番地1  
人吉市役所 市民部 税務課 資産税係  
TEL：0966-22-2111（内線1172）  
FAX：0966-24-5005